

恵庭市議会各派及び会派交渉会要綱

(昭和54年5月1日実施、平成9年4月1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市議会の各派及び会派交渉に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 派 第3条の規定により、議長に届け出のあった会派をいう。
- (2) 諸 派 前号の会派以外のものをいう。
- (3) 各 派 会派及び諸派をいう。

(会派の結成)

第3条 議員が会派を結成したときは、その名称、所属議員の氏名及び責任者の氏名を議長に届け出なければならない。これを変更又は離脱したときもまた同様とする。

2 前項の会派の結成には、2人以上の所属議員がいなければならない。

(会派交渉会)

第4条 恵庭市議会に各会派間の意見の調整、連絡及び協議等をするため会派交渉会（以下「交渉会」という。）を置く。

(協議事項等)

第5条 交渉会の協議事項等は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 初議会の運営に関すること。
- (2) 特別委員会（予算及び決算を除く。）の設置・構成に関すること。
- (3) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（予算及び決算を除く。）の委員の選任に関すること。
- (4) 選任同意、選挙等による特別職に関すること。
- (5) 一部事務組合（企業団等）の議会議員の推選及び執行機関の附属機関である各種委員会の委員の推薦に関すること。
- (6) その他議長が必要と認めた事項、又は会派代表者から申し入れのあった事項に関すること。

(組 織)

第6条 交渉会は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する。

2 前項の代表者は、構成員の数が10人以上の会派にあつては2人とし、それ以下の会派にあつては1人とする。

(会 議)

第7条 交渉会は、議長が招集し主宰する。ただし、議長に事故があるときは副議長が職務を行う。

2 交渉会は、各会派の代表者1人以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情により欠席の申出があつた場合、その権限を委任されたものとみなし会議を開くことができる。

(代理者の出席)

第8条 会派の代表者に事故があるときは、その会派に所属する議員の中から代理者を出

席させることができる。

(諸派議員等の出席)

第9条 交渉会は、諸派議員及び議会運営委員会の委員長を出席させることができ、議長が必要と認めたときは発言を許可することができる。

(連絡会議)

第10条 議長は必要に応じて会派連絡会議又は各派連絡会議を招集することができる。

2 前項の連絡会議については第7条、第8条及び第11条の規定を準用する。

(決定事項の周知及び尊重)

第11条 交渉会の代表者は、交渉会で協議し決定した事項を所属会派の議員に周知し、議員はこれを尊重しなければならない。

2 前項の諸派議員に対する周知は必要に応じて議長(局長)が行うものとする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は交渉会で決める。

附 則

1. この要綱は、昭和54年5月1日から実施する。
2. この要綱は、昭和58年5月1日から実施する。
3. この要綱は、昭和60年6月10日から実施する。
4. この要綱は、昭和61年2月20日から実施する。
5. この要綱は、平成3年5月13日から実施する。
6. この要綱は、平成7年4月1日から実施する。
7. この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

恵庭市議会会派交渉会申合せ事項

1 正副議長の会派所属について

正副議長は会派に所属することとし、2年間の試行の結果再度協議する。

(昭和58年5月2日確認、平成3年5月7日再確認、平成7年5月9日再確認、平成11年5月7日再確認、平成15年5月9日再確認、平成19年5月7日再確認、平成23年5月9日再確認)

2 会派交渉会の日程調整について

会派交渉会の開催にあたっては、議長は事前に各会派代表者の都合を調整のうえ日程を決する。

(昭和60年5月15日確認、平成7年5月9日再確認、平成11年5月7日再確認、平成15年5月9日再確認、平成19年5月7日再確認、平成23年5月9日再確認)

3 市議会選挙後における各会派代表者会議は、事務局長が招集し旧議長が座長につき会議を進行する。但し、旧議長不在の場合は副議長とし、正副議長ともに不在の場合には年長議員がこれに当たることとする。

(昭和60年5月15日確認、平成7年5月9日再確認、平成11年5月7日再確認、平成15年5月9日再確認、平成19年5月7日再確認、平成23年5月9日再確認)

4 三役、正副特別委員長ほか各種医局すべての任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(昭和62年5月6日確認、平成7年5月9日再確認、平成11年5月7日再確認、平成15年5月9日再確認、平成19年5月7日再確認、平成23年5月9日再確認)

5 議員任期の中間年において議会の構成を変更するときは、臨時会を開くのを例とする。
(平成 25 年 7 月 3 日確認)

6 表彰規定について

議員としてその職にあるものは、恵庭市功労者等表彰条例施行規則第 8 条第 4 項のただし書きは適用しないものとする。

(平成 26 年 9 月 1 日確認)